

介護老人福祉施設 重要事項説明書

令和 6 年 4 月 1 日現在

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

連絡先 0428(76)2041
受付時間 午前9時30分～午後5時00分
担当者 豊島大輔・池田裕一・坂本義雄

2 介護老人福祉施設喜久松苑の概要

(1) 運営の方針

当施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、日常生活上の援助（食事、入浴、排泄等）、健康管理や機能訓練、相談および援助等、療養上の世話を行うことにより、利用者が有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。

(2) 提供できるサービスの種類

[施設名称] 指定介護老人福祉施設 喜久松苑
[所在地] 東京都青梅市柚木町2丁目462番地の1
[介護保険法] 介護老人福祉施設（東京都 第1372800134号）
[老人福祉法] 特別養護老人ホーム
[その他] 生活保護法適用施設

(3) 同施設の設備の概要

定員	98名	
居室	個室	18室（1室 16,50㎡）
	2人部屋	4室（1室 16,50㎡）
	4人部屋	18室（1室 34,00㎡）
静養室	2床（1室 12,90㎡）	
医務室	1室	
食堂	1階	
機能訓練室	2階	
浴室	一般浴、特殊浴槽があります。	
短期入所生活介護専用個室	2室（1室 12,90㎡）	

(4) 当施設の職員体制

職種	人員	職種	人員
管理者	1名	介護支援専門員	2名
嘱託医師	2名	事務職員	2名
生活相談員	1名	看護師	4名
管理栄養士	1名	介護員	32名
機能訓練指導員	1名		

配置医師による診察日

診療科	医師	曜日	時間
内科	小笠原医師	毎週月曜日	13:30~15:30
神経内科	藤本医師	月曜日（月2回）	9:00~9:30

3 サービス内容

項目	内容
施設サービス計画の立案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 包括的自立支援プログラムを使用し、施設サービス計画を作成いたします。
食事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養ケア計画に基づき、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 ・ 食事時間は、朝食7時30分から、昼食11時45分から、夕食18時00分からとなります。 ・ 食事は原則として、食堂を利用いただきます。
排泄	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の状況に応じて、排泄介助を行い、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間を通じて、週2回の入浴援助または清拭援助を行います。 ・ 利用者の身体機能面を考慮した入浴手段（一般浴槽、特殊浴槽）で援助いたします。
生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寝たきり予防に努め、できる限り離床に配慮いたします。 ・ 利用者個人の尊厳に配慮し、日常での生活リズムを配慮します。 ・ 適切な整容、衣類交換等を行っていきます。 ・ シーツ、包布および枕カバー等の交換は、週1回定期的に行い、布団乾燥消毒は、年2回行います。 ・ 寝具類については、必要な場合はその都度交換し、清潔な寝具を提供いたします。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期健康診断を年1回行います。 ・ 血圧、検温等の健康チェックを行います。 ・ 嘱託医師により、週1回診察日をもうけ、健康管理に努めます。 ・ 医療の必要性については、嘱託医または協力医療機関等の医師が判断いたします。

項 目	内 容
健 康 管 理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療が必要と判断された場合は、速やかに医療機関へ通院もしくは入院していただくこととなります。 ・ 入院等から医療機関との調整については、家族等の協力が必要となります。
機 能 訓 練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機能訓練指導員により利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下予防に努めます。 ・ 利用者自身の残存機能を活かし、日常生活の中での生活リハビリをすすめ、身体面、精神面からの機能低下予防に努めます。
生 活 相 談	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者および家族からの相談について、誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。 ・ 相談窓口として、生活相談員が対応します。
生 き が い 活 動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設での生活を実りあるものとするため、年間を通じた行事計画を作成し活動していきます。 ・ 年間行事、定例行事、クラブ活動等の活動を計画します。
所 持 品 保 管	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居室に備え付けの収納庫（タンス等）に、保管できます。
金 銭 等 の 管 理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者自身での金銭管理が困難な場合、施設事務室にて管理いたします。 ・ その場合、金銭管理委託契約および小口現金管理願等の手続きが必要となります。
日 常 生 活 品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活を行う上で必要な物品については、利用者個人で購入していただきます。 ・ 別途定めた日用品パック制を利用される方については、日常生活品パック制度利用確認書に基づき、必要な日用品を提供いたします。
行 政 手 続 き 代 行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政機関への手続きが必要な場合は、利用者または家族等の状況により代行いたします。

4 入所の手続き

入所当日に、利用者および家族等とオリエンテーションを行います。

入所時必要書類等の説明、緊急連絡先等の確認等を行います。

(1) 持参していただく書類等

- ① 介護保険関係書類（介護保険被保険者証、介護保険負担限度額認定証）
- ② 医療保険関係書類（後期高齢者医療被保険者証、健康保険被保険者証、医療証）
- ③ 身体障害者手帳他
- ④ 年金証書類
- ⑤ 転出証明書（青梅市外から入所の方、市内の方は住民票）
- ⑥ 医療関係書類（主治医情報提供書、看護サマリー等）

(2) その他持参していただくもの

- ① 内服薬等
- ② 印鑑（1本）
- ③ 現金
- ④ 衣類
- ⑤ 自助具（杖等） ※車椅子等は施設でご用意します。
- ⑥ 日用品 ※日用品パック制を利用される方は不要です。

5 施設サービスが提供できない場合

(1) 医療機関へ入院し、治療等が必要と判断された場合。

(2) 施設として適切な指定介護老人福祉施設サービスを提供することが困難な場合。

6 利用者が医療機関等へ入院した際のベッドの扱い

利用者の入院期間中の空きベッドは、介護保険法による空きベッド利用として、短期入所生活介護（ショートステイ）サービス利用者が使用できるものとします。

7 退所の手続き

(1) 利用者等の都合で退所される場合

いつでも申し出により、退所できます。但し、退所先および身元引受人の確認をさせていただきます。

(2) 施設から契約を解約する場合

- ① 利用者のサービス利用料金の支払いが、正当な理由なく1ヵ月遅延し、料金を支払うように催告したにも関わらず支払われない場合。
- ② 利用者が病院等へ入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合。また、入院後3ヶ月を経過しても退院できないことが明らかになった場合。
- ③ 利用者が施設や他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行い、その状況の改善が認められない場合。また、他の利用者に対して暴力行為を行い、危害を及ぼした場合。

(3) 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。

- ① 利用者が他の介護保険施設に入所する場合。(療養型病床群他。)
- ② 介護保険給付で、サービスを受けていた利用者の要介護認定区分が「非該当」または「要支援」と認定された場合。

※所定の時間の経過を待って、退所していただきます。

- ③ 利用者が亡くなられた場合。

8 退所時の援助

契約の終了により、利用者が退所する際は、利用者およびその家族の希望、利用者が退所後に生活されることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

9 施設利用の留意事項

事 項	内 容
面 会	・ 面会時間は、9時00分から17時00分までの時間帯でお願いいたします。尚、それ以外については、ご相談ください(感染症流行期には制限する場合があります)。
食 べ 物 の 持 込	・ 利用者の健康管理上、面会時等における食べ物の持ち込みは原則としてご遠慮いただいております。
外 出 ・ 外 泊	・ 必ず、行き先と帰苑時間、食事の有無等を職員に申し出てください。 ・ 当日に届書の記入をお願いします。
喫 煙	・ 決められた場所をお願いします。
飲 酒	・ 原則、施設行事以外での飲酒は、遠慮いただいております。
施設外での受診	・ 嘱託医、協力医療機関の医師の指導ではなく、利用者自身や家族等の希望にて、他の医療機関を受診する場合は、家族等での対応をお願いします。 受診後の医療情報等(診察結果や処方薬等)について、職員への報告をお願いします。
ペ ッ ト	・ ご遠慮願います。
そ の 他	・ 施設内で、他の利用者に対する宗教活動および政治活動は、ご遠慮ください。

10 要介護認定の申請に関わる援助

- (1) 利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう援助します。
- (2) 利用者および家族等の状況から、要介護認定の申請を代行いたします。

11 施設サービス提供の記録

- (1) 施設サービスの提供に関する記録を作成することとし、これを契約終了後2年間は、保管します。
- (2) 利用者および家族等は、施設サービス提供に関する記録を閲覧できます。
- (3) 利用者および家族等は、施設サービス提供に関する記録の複写物の交付を受けることができます。

12 緊急時の対応方法

- (1) 利用者に容体の変化などがあった場合は、医師に連絡する等、必要な処置を講ずる他、家族等へ速やかに連絡いたします。
- (2) 介護事故等の発生時は、事故発生の防止及び発生時対応の指針に基づき、利用者の生命の安全を最優先に迅速に対応するとともに、その他の施設マニュアルに基づき、家族等への迅速な連絡をいたします。

家族関係者 緊急時連絡先

氏名	
続柄	
住所	〒
電話番号	
携帯電話番号	
備考	

協力医療機関

医療機関名称	医療法人社団 崎陽会 日の出ヶ丘病院
所在地	〒190-0181 東京都西多摩郡日の出町大久野 310
電話番号	042-597-0811
U R L	http://www.hinodehp.com
診療科目	内科、リハビリテーション科、整形外科、精神科

協力医療機関

医療機関名称	医療法人社団 大聖病院
所在地	〒197-0011 東京都福生市大字福生 871
電話番号	042-551-1311
U R L	http://www.taisei-hospital.jp
診療科目	内科、外科、整形外科

医療機関名称	青梅プラザ歯科
所在地	〒198-0042 東京都青梅市東青梅 1-7-7
電話番号	0428-84-0620
U R L	http://ome-plaza-dental-clinic.com
診療科目	一般歯科、訪問歯科診療

医療機関名称	医療法人社団 仁風会 青葉クリニック
所在地	〒177-0053 東京都練馬区関町南 1-1-24-101
電話番号	03-3920-1111
U R L	http://www.aoba-clinic.net/
診療科目	精神科、心療内科、児童精神科

13 非常災害対策

(1) 主な防災設備

スプリンクラー設備、屋内消火栓、消火器、煙熱感知器、自動火災報知機、非常通報装置、避難設備等を設置しています。

(2) 防災訓練

年間計画を作成し、月1回防災訓練を実施します。
また、所管消防署との協力連携を図っています。

(3) 防火責任者 志 水 栄 一

14 秘密保持の厳守

- (1) 施設およびすべての職員は、サービスを提供する上で、知り得た利用者および家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
この守秘義務は、契約終了後も同様です。
- (2) 利用者から、あらかじめ文書で同意を得ない限り、利用者の個人情報を提供しません。

15 サービス内容に関する相談・苦情

利用者、家族等からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、施設の設備またはサービスに関する要望、苦情等に対し、迅速に対応いたします。

(1) 当施設利用者苦情・相談担当

担当窓口 坂本 義雄

連絡先 0428(76)2041

(2) 当施設以外に、各区市町村の相談・苦情窓口でも受付けています。

東京都国民健康保険団体連合会（国保連合会苦情相談窓口） 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館11階 介護相談指導課介護相談窓口担当 TEL03-6238-0177
東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課（介護保険制度相談窓口） 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 介護保険制度相談専用電話 TEL03-5320-4597
権利擁護センターおうめ（福祉サービス利用相談窓口／青梅市） 〒198-0042 東京都青梅市東青梅1-177-3 福祉センター内2階 TEL0428-23-7868
青梅市健康福祉部 介護保険課 介護保険管理係（青梅市役所） 〒198-8701 東京都青梅市東青梅1-11-1 TEL0428-22-1111

16 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 真光会 (しんこうかい)	
代表者役職・氏名	理事長 志水 守	
本部所在地・連絡先	所在地 東京都青梅市長淵4丁目377番地 特別養護老人ホーム リバーパレス青梅 電話 0428(23)4038 FAX 0428(23)4039	
当施設での併設事業所	① 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム喜久松苑) ② 通所介護事業 (喜久松苑デイサービスセンター) ③ 居宅介護支援事業 (喜久松苑居宅介護支援)	
法人で運営している事業所	介護老人福祉施設	4箇所
	短期入所生活介護事業	4箇所
	通所介護事業所	4箇所
	居宅介護支援事業所	2箇所